

## 政策目標 8 文化による心豊かな社会の実現

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

### 主管課（課長名）

文化庁政策課（小松 弥生）

### 関係課（課長名）

文化庁著作権課（山下 和茂）、同国際課（亀岡 雄）、同芸術文化課（清水 明）、同国語課（町田 大輔）、同伝統文化課（有松 育子）、同美術学芸課（山崎 秀保）、同記念物課（内藤 敏也）、同参事官（建造物担当）（苅谷勇雅）

### 評価の判断基準

各施策目標の平均から判断（S = 4、A = 3、B = 2、C = 1として計算）。

S = 3.4 以上～4.0

A = 2.6 以上～3.4 未満

B = 1.8 以上～2.6 未満

C = 1.0 以上～1.8 未満

### 平成18年度の状況

#### 芸術文化活動の振興（8 - 1） S

文化芸術活動の振興を図るため、優れた文化芸術への支援や人材育成などの各種事業を行っており、各達成目標は想定以上に達成されている。例えば、直接的な牽引力となることが期待され、支援を受ける芸術団体の公演数は、平成18年には670公演、新進芸術家海外留学制度における派遣者数は、平成18年には163人であった。

#### 文化財の次世代への継承・発展（8 - 2） A

文化財については、その指定、選定、登録は、平成18年には前年と比べ733件増え、また、累積総数22025件の中で、近代の分野の割合は平成18年度には前年と比べ1.8%増加した24.1%になるなど、文化財の保存の取組が着実に進んでいる。

#### 文化振興のための基盤整備（8 - 3） A

文化振興のための基盤整備としては、新たな文化拠点として国立新美術館が平成19年1月に開館し、開館から約3ヶ月半で、想定以上の100万人以上の入館者を得るとともに、国語・著作権に関しては、普及・啓発のための各種研修会を行い、参加者の高い満足度を得ている。

#### 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進（8 - 4） A

文化芸術振興の分野における国際文化交流について、4年目を迎える文化交流使事業では、帰国後報告会等を通じて過去の活動経験が蓄積されているほか、指名者数・派遣国数共に増加している。文化財保護の分野における国際協力については、効率的・効果的な文化遺産国際強力を推進するため、平成18年6月に文化遺産国際協力コンソーシアムが発足し、18年度で141機関の参加を得た。

平成18年度においては、各施策目標は、想定通り達成あるいは想定以上に達成されており、文化による心豊かな社会の実現に寄与したものと見える。

### 評価結果

A

### 19年度以降の政策への反映方針

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）等に基づき、日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成、日本文化の発信及び国際文化交流の推進、文化芸術活動の戦略的支援、地域文化の振興、子どもの文化芸術活動の充実、文化財の保存及び活用の充実の6分野について重点的に取り組むことで、引き続き、文化による心豊かな社会の実現を目指す。

### 政策評価担当部局の所見

事業の効果を測るため、よりアウトカム（成果）に近い指標の設定を検討すべき、また、波及効果の数値化という視点も入れ、評価すべき。